



# 衛生マスクの転売禁止

— **ご注意ください!!** —

3月11日に「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が公布されました（3月15日施行）。

この政令に違反して、衛生マスクの転売を行った  
中小・小規模事業者に対しては、加盟店登録を  
取り消す等の措置を講じます。

加盟店登録が取り消されますので、ご注意ください

重要